

第7章 授業料及び入学料・入学考査料

第26条 授業料及び入学料・入学考査料は、東京都立学校の授業料等徴収条例の定めるところによりこれを徴収する。

第27条 授業料を納入しないときは東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則に従って、学校長は一時その生徒の出席を停止しまたは退学させることができる。

第8章 賞 罰

第28条 性行、学業の特に優秀な者、精勤な者、または特に善行のあった者に対しては、これを褒賞する。

第29条 生徒に必要と認めるときは、特別指導を行うか、または次の懲戒を加えることができる。

1 訓告 2 停学

第30条 学校長は次の事項の一に該当する者には退学を命ずることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由なく出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に

反した者

第31条 学校の物品その他の財産を破損亡失したときは、現品または現金をもってこれを弁償させることができる。

生徒心得

各自は常に本校生徒としての誇りを忘れることなく、生徒の本分に反するような行為をしてはならない。生徒は次にあげるようなことがらについては、学校の内外の生活において守らなければならない。

校内一般心得

- 1 生徒手帳及び、身分証明書は常に携行する。
- 2 学校の内外を問わず、喫煙、飲酒その他の非行を絶対に行わない。
- 3 拾得、遺失物は直ちに生活指導部または学級担任に届け出る。
- 4 面会人、電話などがあつた場合は学級担任の了解を得る。原則として面会時間は授業時間外とする。
- 5 常に掲示事項に注意し、届出、願出などの処置が遅滞しないようにする。
- 6 生徒は定められた始業時刻前に登校する。
- 7 授業終了後は規定の時刻17時までに、下校する。延長が必要な場合は、顧問の許可を得て、延長届を提出する。(延長最終下校は18:00)
- 8 終業以前に校外に出る場合は学級担任の許可をうける。(無断外出・無断早退は認めない)
- 9 室内の備品、展示物等をみだりに移動させない。また破損を発見したら速やかに連絡する。
- 10 学校内は常に清潔、整頓に心がけ、落ち着いた雰囲気の中で学習ができるようにする。
- 11 休日登校する場合は事前に担当教員の許可をうける。
- 12 休日に登校して使用する部屋は、その許可を得た

ところに限る。

13 バイク、乗用車等による通学は禁止する。また、考慮できない理由で保護者等による乗用車同乗通学も禁止する。(必要がある場合には必ず事前に学校に連絡をする) 自転車通学に関しては、許可願を生活指導部に提出し、審査を通過したものは、校外の本校専用駐輪場を使用する。校内への乗り入れは禁止する。(箱根ヶ崎駅及び学校付近のバス停留所からの自転車利用は認めない。また、箱根ヶ崎駅までの自転車利用も認めない。)

14 学校生活に不必要、望ましくない物の持ち込み禁止。授業に集中するため、紛失・盗難・事故等を防止するため、学校生活に不必要な物は持参しない。(ゲーム類、火気、刃物、危険物、その他)

また、携帯電話は審査中は電源を切り、バッグにしまう。

校外生活一般心得

- 1 いかなるときでも高校生らしい服装と態度を保ち、本校生として恥ずかしくない行動をする。
- 2 高校生として不適當な場所に入入りしてはならない。
- 3 交通ルールを守り、事故を起さないように注意する。
- 4 夜間外出は慎しむ。外泊は必ず家庭の承諾をうける。
- 5 外出先で事故があった時は速やかに臨機の処置をとると共に家庭、ならびに学校に連絡する。

礼儀と服装

- 1 常に礼儀を重んずる習慣をつけるよう心掛ける。

校内で職員、来訪者にあった時は必ず挨拶する。

- 2 高校生として、正しい言葉を話す習慣をつける。
- 3 生徒間の交際は男女を問わず、常に明朗健全であるよう心掛けること。
- 4 生徒の服装は常に清そ、端正で、華美に流れないよう注意する。
- 5 生徒は定められた制服、校章、ボタンを着用する。ただし、やむを得ず規定以外の服装をするときは異装届を(連絡欄に記入)提出し、許可をうける。(異装届の期間は原則1週間以内とする)
- 6 服装の詳細は服装規定による。

※服装規定

制服は瑞穂農芸高等学校に学ぶ者の連帯のしるしであり、学校生活に適合した機能を備えているので、登下校の場合は必ず本校指定の制服を着用すること。

服装に関する規定は次のとおりとする。

(1) 冬服 (10月1日～5月31日)

上着	本校指定のものとし、左襟に校章をつける。式・集会時、登下校は必ず着用する。
スカート ズボン	上着と同色の本校指定のものとする。(スカート丈は膝の中心がかくれること。)
ワイシャツ	本校指定の白ワイシャツまたは、これと同様のものとする。
ネクタイ リボン	本校指定のものとし、冬服期間は平素時も着用する。(ワイシャツの襟元が見えないように着用する。)